

○国土交通省告示第六百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年五月三十一日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川那賀川水系那賀川長安ロダム改造工事及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 徳島県那賀郡那賀町大戸字谷口ノ上ミ、字谷口及び字荒瀬並びに小浜地内

2 使用の部分 徳島県那賀郡那賀町古屋字堂見谷、大戸字榎ノ平ラ、字ビヤシキ、字長サコ、字谷口ノ上ミ、字谷口及び字荒瀬並びに小浜地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、徳島県那賀郡那賀町古屋、大戸及び小浜地内において施行する「一級河川那賀川水系那賀川長安ロダム改造工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川那賀川水系那賀川長安ロダム改造工事」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路等の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件事業は同条第2項に基づく指定区間内に含まれていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一級河川那賀川水系那賀川（以下「那賀川」という。）は、その源を徳島県那賀郡に位置する剣山山系ジロウギユウに発し、坂州木頭川、赤松川等の諸支川を合わせながら那賀川平野に出て、派川那賀川を分派して紀伊水道に注ぐ、幹川流路延長12.5km、流域面積874km<sup>2</sup>の河川である。

那賀川は、その下流域に阿南市街地を擁し、治水上重要な河川であるが、上流域が台風の常襲地帯であることから、上流域の平均年間降水量は3,000mmを超え、下流域もそのほとんどが2,000mmを超える地域であり、豪雨による洪水により、頻繁に浸水被害が発生している。昭和25年9月のジェーン台風により、那賀川流域は、戦後最大流量の洪水に見舞われたほか、近年では平成16年10月の台風23号による洪水により、床上浸水107棟及び床下浸水93棟の被害が発生している。

那賀川の治水対策は、平成18年4月に那賀川水系河川整備基本方針が、平成19年6月に那賀川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、整備計画に基づき、昭和25年9月のジェーン台風による洪水と同規模の洪水に対応するため、基準地点である古庄における目標流量を9,000m<sup>3</sup>/秒とし、そのうち500m<sup>3</sup>/秒を本件事業により調節し、河道への配分流量を8,500m<sup>3</sup>/秒（以下「河道配分流量」という。）とすることを目標として、順次無堤地区の築堤等の河川改修が実施されている。

本件事業は、整備計画に基づき、既設の長安口ダムについて、洪水調節容量を現行の1,096万m<sup>3</sup>から1,200万m<sup>3</sup>とするに当たり、洪水調節に必要な放流能力を増強するためにゲートの新設等の改造工事を行うものであり、本件事業の完成により、洪水調節機能の向上が図られ、無堤地区の築堤等の河川改修と相まって、基準地点の古庄において、河道配分流量を安全に流下させることが可能となることから、那賀川流域における洪水被害の軽減に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成22年2月に環境影響評価法等に準じて、任意で環境影響調査を実施しており、その結果によると、工事用車両による騒音については、一部地域で環境基準を超えると予測されていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、工事用車両台数の平準化等の措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件事業区域内及びその周辺において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ等が確認されている。オオタカ及びサシバについては、営巣地が本件事業区域から離れていることなどから、影響は小さいとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。クマタカについては、営巣は確認されておらず、生息環境が周辺に広く残存することなどから、影響は小さいとされている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているウチョウラン、キンラン等が確認されているが、起業者は、工事による改変区域で生育が確認された場合には、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件事業区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しておらず、起業者が保護のために特別な措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、那賀川の氾濫による洪水被害の軽減を目的として、既設の長安口ダムについて、洪水調節容量を現行の1,096万 $\text{m}^3$ から1,200万 $\text{m}^3$ とするに当たり、洪水調節に必要な放流能力を増強するためにゲートの新設等の改造工事を行うものであり、本件事業の事業計画は、洪水調節に必要な放流能力を確保するうえで適正な規模であると認められ、また、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、既設ダムの堤体にゲートを新設する案（以下「申請案」という。）、既設ゲートを改造する案及びトンネル洪水吐きを新設する案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は貯水池を運用しながら施工可能であり施工期間が短く、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第20条第4号の要件への適合性

### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、那賀川流域では頻繁に洪水被害が発生していることなどから、那賀川流域の洪水被害の軽減のため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、徳島県知事、那賀町長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 徳島県那賀郡那賀町役場上那賀支所